経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要について

令　和　８　年　１０　月
経済産業省経済産業政策局

１．改正の趣旨

経済産業省関係産業競争力施行規則（平成 26 年経済産業省令第１号。以下「本省令」という。）において、産業競争力強化法で規定する事業再生ＡＤＲの手続きについて定めている。本省令第 33 条第１項は、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に定める事業者の資金の借入に関して特定認証紛争解決事業者等の行う確認の基準を定めている。

今般、資金の借入に関するプレ DIP ファイナンスの実行可能性を高め、債務者の資金繰りに資する観点から、終期に関する規定を削除するもの。

２．改正の概要

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 33 条第１項第２号を削除する。

３．今後の予定

令和８年 12 月上中旬　公布・施行予定

○経済産業省令第　　号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行に伴い、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準）	（資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準）

第三十三条　法第五十六条第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める基準は、同項（同条第三項において準用する場合を含む。）の資金の借入れが、事業再生計画案に係る債権者全員の合意の成立が見込まれる日までの間における債務者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであることとする。	第三十三条　法第五十六条第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。
（削る）	一　法第五十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の資金の借入れが、事

（削る）	業再生計画案に係る債権者全員の合意の成立が見込まれる日までの間における債務者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること。 二　法第五十六条第一項の資金の借入れに係るその借り入れた資金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること。
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。